

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1. 電子調達システムの利用

本入札は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.geps.go.jp/>)を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項

(1) 工事名称

鳥羽住宅18建築改修工事

(2) 工事場所

三重県鳥羽市鳥羽2丁目548番3外

(3) 工事概要

外壁改修(鳥羽市内:1住宅1棟)
ベランダ防水層改修(鳥羽市内:1住宅1棟)
鉄部塗装(鳥羽市内:1住宅1棟)

工事成績評定 本件工事において、請負金額が500万円を超える場合は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第7条に規定する工事成績評定対象案件となる。工事成績評定については、完成検査を実施した時に評定を行い、評定結果を請負者に対して工事成績評定通知書により通知する。

(4) 工事期間

契約締結の日から 平成31年3月15日 まで

(5) 証明書等の受領期限

平成30年10月3日 水曜日 17時00分

(6) 入札書の受領期限

平成30年10月15日 月曜日 17時00分

(7) 開札の日時及び場所

平成30年10月16日 火曜日 14時00分

東海財務局4F西会議室

(8) (5)から(7)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

3. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成29・30年度財務省東海地区競争参加資格審査において、業種区分

「建築一式工事」の C・D等級

に格付けされており、責任をもって工事を完成することができる者。

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者。

(5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。

(6) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

(7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

4. 契約条項等を示す場所及び入札参加申込み

(1) 場所

問い合わせ先: 東海財務局 管財部 統括国有財産管理官 第5統括部門
〒460-8521 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目3番1号
電話052-951-2842(ダイヤルイン)

受付場所: 上記問い合わせ先 及び 東海財務局 津財務事務所 管財課
〒514-8560 三重県津市桜橋2-129
電話059-225-7224(ダイヤルイン)

(2) 入札参加の申込み

入札参加を希望する者は、上記2. (5)までに受付場所にて入札説明書等を受領すること。

また、紙による申請者は、上記問い合わせ先へ証明書等及び入札書の提出を行うこと。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで。

5. 入札保証金

全額免除する。

6. 契約保証金

納付(契約保証金には利子を付さない)。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

7. 入札の無効

(1) 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者が行った入札、入札説明書及び入札心得書等の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札内訳書の提出がない場合及び内容に不備があった場合には、原則として当該入札内訳書を提出した者の入札を無効とする。

8. 入札書の記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9. 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

10. 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

11. その他

(1) 競争参加資格の確認を受けていない者については、上記2. (5)までに認定を受けなければならない。

(2) 詳細は入札説明書による。

以上公告する。

平成30年9月14日

支出負担行為担当官
東海財務局総務部次長

小栗 弘成